平成２３年（フ）第１７８８８号
東京都中野区江古田２丁目22―２―202
破産者　川口　広幸
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９３０号
東京都中野区中央１丁目20―11―206
破産者　仲筋　友亮
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９３１号
東京都練馬区練馬１丁目６―15―301
破産者　田中　一郎（旧姓鹿島）
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１７号
奈良市富雄元町３丁目３番31―２号
破産者　有限会社バラヤ
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６７号
青森県弘前市大字町田１丁目３番地１
破産者　株式会社三英設備工業
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１３６号
青森県弘前市大字土手町77番地10
破産者　有限会社パリ亭
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２２０号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字出張沢11番地59
破産者　財団法人大鰐町開発公社
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第７９２号
仙台市青葉区一番町４丁目３番30号
破産者　株式会社アーク・マインド
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６３号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5313番地６
破産者　有限会社日新設備工業
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８７０号
千葉県我孫子市白山１丁目11番７号　201号
破産者　西村　龍文
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８８２号
千葉県市川市下貝塚２丁目12番３号
破産者　有限会社三興電気設備工事
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８８３号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目２番30号
破産者　柿崎　敏之
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１７５８８号
東京都大田区羽田５丁目25番16号
破産者　株式会社三光海産
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６４号
東京都八王子市東浅川町234番地の１
破産者　有限会社山口鉄工
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０１２号
東京都八王子市別所１丁目48番地１　２―104
破産者　森岡　郁子
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５８２７号
大阪市西区靱本町１丁目６番10号
破産者　オフィスビル情報システム株式会社
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２６０号
大阪府茨木市下穂積３丁目14番１号
破産者　株式会社シーセブン・アソシエイツ
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０９７号
大阪市北区東天満２丁目５番20号古林ビル１Ｆ
破産者　株式会社ホリオ
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９１３号
大阪市北区中津２丁目５番33号メゾン中津302号室
破産者　有限会社ツカサ
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９５５号
大阪府摂津市正雀４丁目13番56号
破産者　有限会社ドリームカープロデュース
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２号
岡山県新見市足見1444番地
破産者　有限会社藤野テクノロジー
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２３年（フ）第７７２号
仙台市泉区館１丁目28番地の１
破産者　有限会社ブリックガーデン
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係